

介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」に関するQ＆A（茨城県）

※回答内容は国の通知やQ＆A等を踏まえて修正する場合がありますのでご了承ください。

更新日：2025/5/29				
	分類	質問	回答	備考
1	制度	「電子申請・届出システム」とは何か。	介護保険事業所等の指定申請等に係る申請・届出について、自治体にオンラインで提出を行うことができるシステムです。	
2	制度	システムを利用するメリットは何か。	システムの利用による事業所側のメリットとして、次のようなものを想定しています。 ・提出書類の印刷や、郵送・持参の費用や手間を削減できます。 ・郵送の時間が生じないため、提出期限の直前まで書類の準備を行うことができます。 ・提出した申請・届出について、審査状況等を随時確認できます。 ・過去に提出した申請・届出の履歴を簡単に確認できます。	
3	対象届出	どのような申請・届出がシステムから提出可能となるか。	以下の申請・届出が対象となります。 ・指定（許可）申請（様式第1号） ・指定（許可）更新（様式第1号の2） ・指定特定施設入居者生活介護 指定変更申請（様式第1号の3） ・指定を不要とする旨の申出（様式第2号） ・変更届出（様式第3号） ・再開届出（様式第3号の2） ・廃止・休止届出（様式第4号） ・指定辞退届出（様式第5号） ・介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請（様式第6号） ・介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請（様式第7号） ・介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請（様式第8号） ・介護給付費算定に係る体制等（加算）に関する届出	
4	スケジュール	いつからシステムによる申請が可能となるのか。	茨城県では、令和7年6月1日からシステムでの受付を開始します。	
5	スケジュール	令和7年6月以降、紙や持参での提出は受け付けないのか。	当面は紙や持参での提出も受け付けます。 ただし、令和8年1月1日以降は、申請・届出は原則としてシステムで提出することとし、紙媒体での提出はできませんので、お早めにシステムでの提出準備をお願いします。	
6	スケジュール	令和7年5月中に提出する届出であっても、異動年月日が6月1日付であればシステムから提出可能か。	県への提出日が令和7年6月1日以降となる届出が対象です。 令和7年5月中に提出する場合は、郵送または持参により提出してください。	
7	スケジュール	市町村からも指定を受けている場合、同様にシステムから申請可能か。	指定権者によって、システムの受付開始時期やシステムによる提出が可能な書類は異なります。 提出前に、必ず各市町村にご確認ください。	
8	利用準備	システムの利用にあたり、事業者側ではどのような準備が必要か。	システムのログインにあたって、「GBズID」（プライムまたはメンバー）の取得が必要です。	
9	GBズID	GBズIDとは何か。	デジタル庁が管理する、事業者向け共通認証システムです。 GBズIDを取得すると、1つのID／パスワードで様々な行政サービスにログインできます。 電子申請・届出システムの利用にあたって、GBズIDによるログインが必要となるため、各事業者においてアカウントの取得をお願いします。	
10	GBズID	GBズIDを新規取得したいが、どうすればよいか。	各事業者において、デジタル庁（GBズID運用センター）あて申請が必要です。 以下のデジタル庁ホームページから手続きを進めてください。 【参考】デジタル庁 GBズIDアカウント申請ページ https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html	
11	GBズID	法人で1つのIDを取得すればよいか。 それとも、事業所・サービスごとにIDの取得が必要となるのか。	1法人につき、「GBズIDプライム」のアカウントを1つ取得いただければ結構です。 また、事業所ごと・拠点ごとにアカウントを作成したい場合は、「GBズIDプライム」アカウントを作成後に、「GBズIDメンバー」アカウントを複数作成することが可能です。 【参考】「電子申請届出システムの利用にあたってのGBズIDの運用について」 ※6ページに、GBズIDの運用パターン例が記載されています。 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/operation_gbizID_1_10.pdf	
12	GBズID	既にGBズIDを取得しているが、電子申請・届出システム用に改めて取得する必要があるか。	既に取得されている場合は、改めて取得する必要はありません。	
13	GBズID	GBズIDの詳細について質問したい。	「GBズID」はデジタル庁が所管するサービスのため、当該サービスに関する照会等は以下の「GBズID」ホームページに記載のお問い合わせ先にお問い合わせいたします。 【参考】GBズID（デジタル庁ホームページ） https://gbiz-id.go.jp/top/	
14	登記情報提供サービス	登記情報提供サービスとは何か。	登記所が保有する登録情報をインターネット上で確認できる有料のサービスです。 令和7年6月1日以降は、「登記事項証明書について、「登記情報提供サービス」で取得した「照会番号」と「発行年月日」をテキストファイル等に記載して、システムで提出することができます。	
15	登記情報提供サービス	「電子申請・届出システム」を利用する際、必ず登記情報提供サービスの利用登録が必要なのか。	茨城県では、当面は法務局で取得した紙媒体の登記事項証明書をスキャンし、PDFデータで送付することも可能としますので、必ずしも本サービスに登録いただく必要はありません。 ただし、指定権者によって取扱いが異なる可能性がありますので、他自治体に提出される場合は事前にご確認ください。	
16	登記情報提供サービス	登記情報提供サービスの詳細について質問したい。	「登記情報提供サービス」は一般財団法人民事法務協会が所管するサービスのため、当該サービスに関する照会等は以下の「登記情報提供サービス」ホームページに記載のお問い合わせ先にお問い合わせいたします。 【参考】登記情報提供サービスに関するお問い合わせ（登記情報提供サービスホームページ） https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html	
17	報告方法	「電子申請・届出システム」のログインページを教えてください。	以下のページからログインしてください。 ■電子申請・届出システム ログインページ URL： https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/	
18	報告方法	「電子申請・届出システム」とは、「いばらき電子申請・届出サービス」のことか。	「電子申請・届出システム」は、厚生労働省が運用するシステムです。 茨城県が運用する「いばらき電子申請・届出サービス」とは異なりますのでご注意ください。	
19	報告方法	システムを操作中にエラーが発生してしまった。 ／システムの操作手順がわからない。	まずは、介護事業所向けのシステム操作マニュアルや操作ガイドをご確認ください。 それでも解決しない場合は、茨城県福祉部長寿福祉課 介護保険指導・監査担当（029-301-3343）までお問い合わせください。	
20	その他	通所系サービスや入所系サービスの新規指定申請を行う場合、対面による事前協議は不要になるのか。	今回のシステムの導入は、あくまでも申請・届出の手段をオンライン化するものです。 令和7年6月以降も、通所系・入所系サービスの新規指定申請の際は、対面による事前協議が必要です。	